



(8) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項	(7) 災害が発生した場合における環境の汚染の防止に関する事項	(6) 災害が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでの応急措置	(5) 防災体制が確立されるまでの応急措置に関する事項	(4) 特定船舶の再資源化解体施設の近隣住民に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項	(3) 災害が発生した場合における災害対策に関する事項	(2) 特定船舶の再資源化解体に従事する者を対象とした定期的な訓練の実施に関する事項	(1) 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項	ロ 口 災害管理に関して、次の事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	二 船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
---------------------------------	---------------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	--	---------------------------	------------------------------------	--	--	---	---

第六条 法第十一条第四項第二号ト（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定船舶の再資源化解体を適正に行うに当たつて必要な認定の結果、申請書に、承認者が法第十四条第二号イから六号までのいずれにも該	三 有害物質等情報に関する事項
ト 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練に関して、次の事項を記載した訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。
二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。
イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。	イ 特定船舶の再資源化解体を行つ体制の基準事故防止対策に関する事項を記載した規程等を定めていること。
ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。	ホ 船舶の再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。
ハ 訓練計画等を定めていること。	ハ 訓練計画について定期的に見直しが実施されていること。
二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。	二 特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  
(変更の許可の申請等)

当しないことを誓約する書面、次に掲げる書類及び被承継者に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。

二 合併後存続する法人又は合併により設立された法人に係る第二条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」と読み替えるものとする）

二 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」と読み替えるものとする）

二 分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書又は分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」と読み替えるものとする）

二 分割の方法及び条件が記載された書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第九号中「第一条第一項」と読み替えるものとする）

二 分割により特定船舶再資源化解体施設に係る第三条の許可証の写しを添えて、主務大臣に提出しなければならない。



第一号様式（第二条第4項）		件 号	申請番						
特定期船の内航便化船体の 許可の更新		船舶登録番号							
		登録許可年月日	年 月 日						
<p>（郵便番号）          住所          姓 名          (法人については、名称及び代表者の氏名)          船 頁 番 号</p> <p>船舶の内航便化船体の適正化実施に          遵むる旨登録の第10条第2項（第11条第2項）の規定によ          る手続を了して、特定期船の内航便化船体の許可（許可の更新）を申請します。</p>									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">船舶の内航便化船体登録申請書</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>（郵便番号）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請者</td> </tr> </table> <p>申請書類</p> <p>特定期船の内航便化船体船籍の観察</p>				船舶の内航便化船体登録申請書		所有者	（郵便番号）	申請者	
船舶の内航便化船体登録申請書									
所有者	（郵便番号）								
申請者									

会社代理人の役割・権限を執行する権限、助成金、執行又はこれらに付帯する者等しいもの、相続人等の権利の代行等の権限を有する者であることを「法人化者」とする。法人化して新規に法人として登記された場合、新規に法人として登記された者を「新規法人化者」とする。			
「新規法人化者」の登記名	登記欄	住所	
新規法人化者の登記名の有無			
新規法人化者の登記名の有無(新規法人化者の登記名を有する場合は「有」、登記名を有しない場合は「無」)。			
「新規法人化者」の登記名	登記欄	住所	保有する権限の有無
新規法人化者の登記名の有無			

第十一章 中国古典文学名著与现代传播

第三分様式（第七条関係）	
特定期船の再資本化形体に係る変更の許可申請書	
提出者番号	
提出年月日	
年　月　日	
<p style="text-align: center;">（被用事項）</p> <p>社名 登記名 <small>（記入欄には名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>電話番号</p>	
<p>特定期船の再資本化形体に係る変更の許可を受けたいので、船舶の再資本化形体の適正な実施に係る申請書類を第1項の規定により、申請します。</p>	
特定期船と再資本化形体との概要	
<p>特定期船の再資本化形体の概要</p> <p>船舶の種別</p>	

第三号様式（第七条関係）

備考

- 変更する事項の見出しと、すべての記入を記すこと。
- 事象名と該当事項の場合には、事象名の括弧内に記し、及び「特定船舶再資源化制度実施施設の運営」の欄に「追記」し記せり、事務所ごとに記すること。
- 「定期船舶再資源化制度実施施設」の欄については、記載した定期船舶再資源化制度実施施設の運営を記すに従うる間接等を記すに従うこととも可能である。
- 「定期船舶再資源化制度実施施設」の欄に記載する際は、該欄については、記載されないとその欄を空欄とし、理由を記入欄に記して、その番面を記すこと。
- 周辺の大きさは、日本規格基準A4とすること。
- 許可証の写しを記すに従ること。

第四号様式（第七条関係）

第4号様式（第7条関係）	
特定期の内貨物化事件に係る変更届出書（次名等、軽微な変更）	
件名番号	年月日

主務大臣 聞

(郵便番号)  
姓  
氏  
名  
(法人の場合は、名物及び代表者の氏名)  
電  
話  
番  
号

転送の内貨物化事件の適正な実施に関する法律第12条第2項の規定により、転送の内貨物化事件の變更をしたので、開港場の趣旨により、開港場事務所を通じて届け出ます。

変更の内容	年	月
変更理由		

1. 用途の大きさは、日本通運規則A-4とすること。  
2. 用途変更事項に係る書類及び許可證の写しを添付すること。

第五号様式（第八条関係）

第5号様式（第8条関係）	
請求及び譲受け認可申請書	
年月日	

主務大臣 聞

(郵便番号)  
姓  
氏  
名  
(法人の場合は、名物及び代表者の氏名)  
電  
話  
番  
号

転送の内貨物化事件の適正な実施に関する法律第12条第1項の規定により、特定期の内貨物化事件に係る書類及び許可證の写しを添付すること。

西海岸内貨物化事件の申請に関する事項	
申請原付日	年月日
請求及び交付の理由	

参考 1. 用途の大きさは、日本通運規則A-4とすること。  
2. 用途変更事項に係る書類及び許可證の写しを添付すること。

第六号様式（第八条関係）

第6号様式（第8条関係）	
合併認可申請書	
年月日	

主務大臣 聞

(郵便番号)  
合併する法人の名物及び代表者の氏名  
電  
話  
番  
号

転送の内貨物化事件の適正な実施に関する法律第12条第2項の規定により、法人の合併後の地位の承認について許可を受けたので申請します。

西海岸内貨物化事件の申請に関する事項	
申請原付日	年月日
合併する法人の名物及び代表者の氏名	姓 氏 名 代表者の氏名
合併の理由	

参考 1. 用途の大きさは、日本通運規則A-4とすること。  
2. 用途変更事項に係る書類及び許可證の写しを添付すること。

第七号様式（第八条関係）

第7号様式（第8条関係）	
分割認可申請書	
年月日	

主務大臣 聞

(郵便番号)  
分割する法人の名物及び代表者の氏名  
電  
話  
番  
号

転送の内貨物化事件の適正な実施に関する法律第12条第3項の規定により、法人の分割後の地位の承認について許可を受けたので申請します。

西海岸内貨物化事件の申請に関する事項	
申請原付日	年月日
分割する法人の名物及び代表者の氏名	姓 氏 名 代表者の氏名
分割の理由	

参考 1. 用途の大きさは、日本通運規則A-4とすること。  
2. 用途変更事項に係る書類及び許可證の写しを添付すること。

## 第八号様式（第九条関係）

第八号様式（第九条関係）  
再資源化製体の許可の交付届出書  
提出者名  
提出年月日 年 月 日

主務大臣 職務名  
(法人にあっては、名物及び代表者の氏名)  
電話番号

船舶の再資源化製体の適正な実施に関する法律第14条の規定により、届け出ます。

許可申請年月日	年 月 日
該第46条のうち該当する号	一 □ 二 □ 三 □ 四 □
該で交付された場合は死亡の場合は、死亡した者 の氏名及び住所	氏名： 住所：
該で欠失の理由が死亡の場合には、死亡し た者の氏名	

備考  
1 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。  
2 当該特許を本規制を適用する範囲に係る料金を附すこと。

## 第九号様式（第十一条関係）

第九号様式（第十一条関係）  
再資源化製造計画の承認申請書  
年 月 日

主務大臣 職務名  
(法人にあっては、名物及び代表者の氏名)  
電話番号

船舶の再資源化製体の適正な実施に関する法律第14条又は第53条第1項の規定に基づき、再資源化製造計画について承認を受けたいので申請します。

備考  
用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

## 第十号様式（第十二条関係）

第十号様式（第十二条関係）  
再資源化製造計画  
申請者 職務名  
(法人にあっては、名物及び代表者の氏名)  
(1) 製作  
(2) 製造  
(3) 船舶所有者の氏名又は名物及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (※)  
(4) 製造  
(5) 特定船舶が初めて登録された日  
(6) 船舶登録番号  
(7) 地理的多機能船所有者識別番号  
(8) 製造者番号  
(9) 車両番号  
(10) 地理的多機能船所有者識別番号 (船舶所有者が複数存在する場合は全ての者の番号)  
(11) 地理的多機能船会員識別番号  
(12) 船舶の整備を行っている機関  
(13) 全共  
(14) 帳  
(15) 型鋼

- a. 再資源化製造計画の内容  
b. 再資源化製造計画の実施する場所の地図  
備考  
(1) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(2) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(3) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(4) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(5) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(6) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(7) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(8) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(9) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(10) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(11) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(12) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(13) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(14) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。  
(15) 本申請書は、該当する事項が記載されていない場合は該当する事項を記入する。

第十一号様式（第十四条関係）

第十一号様式（第十四条関係）

内資格化規体計画申請表	
住 所 氏 名 (法人にあっては名前及び代表者の氏名)	
私的の内資格化規体が運送業者に関する法律第16条第1項又は第21条第1項の承認を受けた内資格化規体計画でありますことを記す。	
國 土 交 通 大 部	印
財 產 大 部	印
空 勢 管 理 監 察 室	印
國 地 大 部	印
申請の年月日 年 月 日	

備考  
1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2 用紙は各表1枚又は斜角各表1枚の両面を受けた内資格化規体計画の等しを添付すること。

第十二号様式（第十五条関係）

第十二号様式（第十五条関係）

(a) 内資格化規体計画申請表
(b) 内資格化規体計画申請書

第十三号様式（第十五条関係）

第十三号様式（第十五条関係）

内資格化規体計画申請表
内資格化規体計画申請書

第十五号様式（第十八条関係）

第十五号様式（第十八条関係）

子 敷 料 納 付 書	
年 月 日	
主務大臣 印	
(職務官名) 姓 名 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名) 電 話 号	
下記の申請について手数料を納付します。	
記	
1 申請事項	
2 金 額	
3 税 考	
□ 税 入 □ 税 納	

(注) 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。